

## Info エアポ乗り入れ半年延長

とよやまタウンバス北ルートは、平成30年4月1日から1年間、エアポートウォークに乗り入れる試行運行を実施しました。この度、さらに利用実態や運行環境の変化を調査する必要があることから、平成31年9月30日まで試行運行期間を延長します。

町内のバス停からは遠くても約20分、片道百円で行くことができま  
す。本格運行のためにも、皆様ぜひご利用ください。



▼問合せ  
(公共交通について)  
産業・都市政策課 産業・観光係  
☎ 28・0944  
(運行状況について) あおい交通(株)  
☎ 77・6347

## Info イベント広場のご案内

商工会館西側のイベント広場は、地元商店、地域の活性化を目的とした施設です。

フリーマーケットやこども



会の行事をはじめとした各種団体の行事に活用いただけます。料金は無料です。

利用を希望する方は、利用しようとする日の一年前から前日までに役場2階6番窓口 産業・都市政策課にお申し込みください。▼問合せ 産業・都市政策課 産業・観光係 ☎ 28・0944

## Info 後期高齢者医療 保養所利用助成

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者の皆様の健康保持・増進を目的に、下表に掲げる協定保養所に宿泊する場合の宿泊費を助成します。

▼助成金額  
1人1泊につき千円(2020年3月31日までに、全保養所合わせて4泊まで助成を受けることができます)

▼対象  
愛知県後期高齢者医療制度の被保険者

▼申込み  
宿泊申込時に保養所へ愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝えてください。宿泊当日は、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示してください。利用カードは、初回利用時に保養所で交付されます。精算時には、利用料金から助成金額千円を引いた金額をお支払いください。

▼問合せ  
愛知県後期高齢者医療広域連合給付課  
☎ 052・955・1205

## 後期高齢者医療制度協定保養所

協定保養所名	住所	電話番号
すいとびあ江南	愛知県江南市草井町西200番地	☎ 0587・53・5555
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地	☎ 0565・62・0100
松ヶ島	三重県桑名市長島町松ヶ島700番地の12	☎ 0594・42・3330
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地1	☎ 0562・82・0211
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町岬1番43号	☎ 0531・35・1151
サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番地76	☎ 0533・68・4696

## Info 税金などの特別徴収

平成31年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き(特別徴収)します。

対象となる方(世帯)は別表のとおりです。

▼問合せ 税務課 税務係 ☎ 28・2434  
保険課 国民健康保険・医療係 ☎ 28・0917  
保険課 高齢者・介護係 ☎ 28・0100

## ■特別徴収(仮徴収)対象者

### ①平成31年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

平成31年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として平成30年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。

※平成31年4月から2020年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、平成31年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

### ②平成31年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①平成31年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①平成31年2月2日までに65歳以上になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課 税務係 ☎ 28・2434	▶問合せ 保険課 国民健康保険・医療係 ☎ 28・0917	▶問合せ 保険課 国民健康保険・医療係 ☎ 28・0917	▶問合せ 保険課 高齢者・介護係 ☎ 28・0100

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。  
※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。